

「県外自主避難者等への情報支援事業」説明会(北海道)

日 時:平成26年 1月17日(金)

場 所:かでる2・7道民活動センター

県外避難者を対象とした 県民健康管理調査について

福島県県民健康管理課

県民健康管理調査の目的

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る。

県民健康管理(全県民対象)

線量を把握(基礎データ)

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
方 法：自記式質問票
内 容：3月11日以降の行動記録
(被ばく線量の推計評価)

健康状態を把握

詳細調査

甲状腺検査(18歳以下の全県民(県外避難者含む)に順次実施)

内 容：甲状腺超音波検査

※3年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査

健康診査(既存の健診を活用)

対象者：避難区域等の住民 及び 基本調査の結果必要と認められた方
内 容：一般健診項目+白血球分画等

職場での健診や市町村が行う住民健診、がん検診等を定期的に受診することが、疾病の早期発見・早期治療につながる。

既存健診の対象外の県民への健診実施

県民健康管理ファイル

☆健康調査や検査の結果を
個々人が記録・保管
☆放射線に関する知識の普及

データベース構築

◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
◆健康管理をとおして得られた知見を次世代に活用

こころの健康度・生活習慣に関する調査(避難区域等の住民へ質問紙調査)

妊産婦に関する調査

23年度:22年8月1日～23年7月31日の母子健康手帳交付者へ質問紙調査
24年度:23年8月1日～24年7月31日の母子健康手帳交付者へ質問紙調査

- ・ホールボディカウンター
- ・個人線量計

相談・支援

フォロー

治 療

県民健康管理(全県民対象)

線量を把握(基礎データ)

1 基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
方 法：自記式質問票
内 容：3月11日以降の行動記録
(被ばく線量の推計評価)

健康状態を把握

詳細調査

3

甲状腺検査(18歳以下の全県民(県外避難者含む)に毎年次実施)

内 容：甲状腺超音波検査

※3年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査

健康診査(既存の健診を活用)

対象者：避難区域等の住民 及び 基本調査の結果必要と認められた方
内 容：一般健診項目+白血球分画等

対象者：避難区域等以外の住民
内 容：一般健診項目

職場での健診や市町村が行う住民健診、がん検診等を定期的に受診することが、疾病の早期発見・早期治療につながる。

既存健診の対象外の県民への健診実施

こころの健康度・生活習慣に関する調査(避難区域等の住民へ質問紙調査)

妊産婦に関する調査

23年度:22年8月1日～23年7月31日の母子健康手帳交付者へ質問紙調査
24年度:23年8月1日～24年7月31日の母子健康手帳交付者へ質問紙調査

県民健康管理ファイル

☆健康調査や検査の結果を
個々人が記録・保管
☆放射線に関する知識の普及

データベース構築

◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
◆健康管理を通して得られた知見を次世代に活用

- ・ホールボディカウンター
- ・個人線量計

相談・支援

フォロー

治 療

福島県内の放射線測定と健康調査

	事故当初	現在
外部 被ばく	基本調査 (4か月間)	個人線量計 環境モニタリング
内部 被ばく	検査・調査 (放射性ヨウ素?)	ホールボディ カウンター

県民健康管理調査「基本調査」

- 事故後4ヶ月間の外部被ばく線量を推計
- 回答数 484,864(回答率 23.6%)
- 66%が 1mSv未満
- 95%が 2mSv未満
- 99.8%が 5mSv未満

県民健康管理調査「基本調査」

全県調査（先行調査＋全県民調査）外部被ばく実効線量推計状況

H25. 9. 30現在

実効線量 (mSv)	全データ	放射線業務従事経験者を除く	「放射線業務従事経験者を除く」の地域別内訳(%)は地域ごとの線量割合)															
			県 北 (注1)	県 中	県 南	会 津	南会津	相 双 (注2)	いわき									
~1未満	304,418	298,332	66.1%	94.9% 4.8% 0.2% 0.1% 0.2% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0%	40,602	31.7%	65,167	59.0%	23,076	90.7%	36,971	99.4%	3,732	99.4%	59,689	77.9%	69,095	99.2%
~2未満	132,159	129,817	28.8%		74,887	58.4%	38,989	35.3%	2,364	9.3%	217	0.6%	23	0.6%	12,782	16.7%	555	0.8%
~3未満	20,519	20,141	4.5%		12,136	9.5%	6,057	5.5%	12	0.0%	8	0.0%	0	—	1,908	2.5%	20	0.0%
~4未満	1,508	1,432	0.3%		439	0.3%	290	0.3%	0	—	1	0.0%	0	—	699	0.9%	3	0.0%
~5未満	618	576	0.1%		44	0.0%	6	0.0%	0	—	0	—	0	—	524	0.7%	2	0.0%
~6未満	488	432	0.1%		25	0.0%	2	0.0%	0	—	0	—	0	—	405	0.5%	0	—
~7未満	288	253	0.1%		8	0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	245	0.3%	0	—
~8未満	163	127	0.0%		1	0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	126	0.2%	0	—
~9未満	123	82	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	82	0.1%	0	—
~10未満	76	46	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	46	0.1%	0	—
~11未満	75	45	0.0%	0.0% 0.0% 0.0% 0.0% 0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	45	0.1%	0	—
~12未満	52	32	0.0%		1	0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	31	0.0%	0	—
~13未満	37	14	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	14	0.0%	0	—
~14未満	35	13	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	13	0.0%	0	—
~15未満	32	11	0.0%		0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	11	0.0%	0	—
15以上～	296	11	0.0%	0.0% 0.0%	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	11	0.0%	0	—
計	460,887	451,364	100.0%		128,143	100%	110,511	100%	25,452	100%	37,197	100%	3,755	100%	76,631	100%	69,675	100%
最高値	66mSv	25mSv			11mSv		5.9mSv		2.6mSv		3.6mSv		1.6mSv		25mSv		4.8mSv	
平均値	0.8mSv	0.8mSv			1.2mSv		0.9mSv		0.5mSv		0.2mSv		0.1mSv		0.7mSv		0.3mSv	

(注1) 先行地区（川俣町山木屋地区）を含む。

※割合(%)は線量別に端数処理を行っているため、合計が100%にならない場合がある

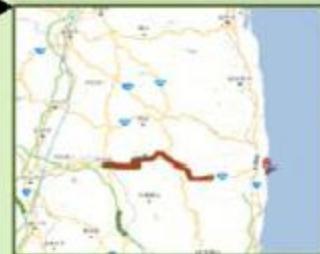
(注2) 先行地区（浪江町、飯舘村）を含む。

行動記録

「いつ」「どこに」「どのくらいいたのか」「どのような方法で移動したのか」「どのような建物の中にいたのか」などの行動記録を問診票に記入

区分 月日	滞在 場所	時 刻	地名・施設名
記	屋内	① → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥ → ⑦ → ⑧ → ⑨ → ⑩ → ⑪ → ⑫ → ⑬ → ⑭ → ⑮ → ⑯ → ⑰ → ⑱ → ⑲ → ⑳ → ㉑ → ㉒ → ㉓ → ㉔	①自宅 ②自宅の裏 ③車内 ④避難所 (〇〇市××中学校)⑩ (〇〇市××町字△△)
入	移動	③ → ④	
例	屋外	②(80分) → ⑤(120分)	

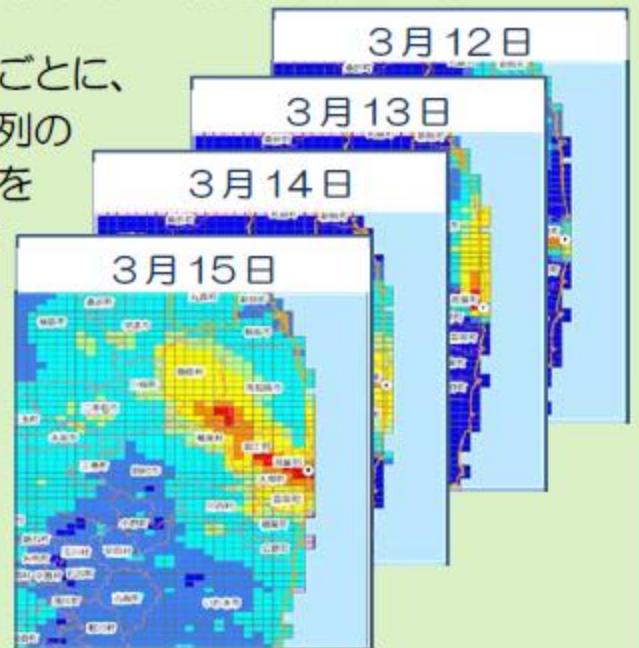
* 線量率の変動が大きい
3月25日までは日ごとに記入。それ以降は同じような行動をとっていた
期間ごとにまとめて記入。



線量率マップ

時系列の線量分布図を作成

位置ごとに、
時系列の
線量を
表示



積算線量の計算

「問診票にご記入いただいた行動記録」と「線量率マップ」組み合わせて計算し、
積算することにより、原発事故発生後から4か月間の外部被ばく線量を推計

基本調査「簡易版」

- 甲状腺検査対象者(未回答者)へ送付
- 役場窓口に設置 等

※対象は、2011年3月11日～7月11日の4か月に
避難や引っ越し等で、居住地・学校・勤務先などが
「変わっていない」または「1回だけ大きく変わった」方。

(問い合わせ)

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
電話:024-549-5130 (土日祝日を除く9:00～17:00)

県民健康管理調査「健康診査」

- 1 既存の健診を活用
- 2 既存健診対象外の方への健診機会の提供

2の対象者(25年度)

- (1)平成25年4月1日時点で福島県に住民登録がある方
- (2)※1既存制度の健診を受ける機会がない方
- (3)昭和49年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方
- (4)平成7年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
で県に申出をした方(要保護者署名)

※平成25年4月1日時点で福島県内に住民登録し、
県外に居住している方を含む。

県民健康管理調査「健康診査」

※1 既存制度の健診

○労働安全衛生法に基づく健康診断

(定期健康診断等)

○学校保健安全法第13条に基づく児童生徒等
の健康診断

○福島県立医科大学が実施する避難区域内
16歳以上の健康診査

県民健康管理ファイル

お一人お一人が、ご自身の健康に関する様々な調査や検査結果をまとめて記録・保存できるようにした「家庭用力ルテ」。

◇ A4版ファイル形式

- ・記録編(線量記録、健康記録、健診記録、受診記録)
- ・資料編(知っておきたい放射線のこと)
- ・クリアファイル18ポケット(検査結果等の保存)

◇ 配布状況

- ・基本調査回答者(結果通知者)
- ・甲状腺検査対象者
- ・浜通り市町村 等 計110万部 (26年度も継続配布)

県民健康管理調査「甲状腺検査」

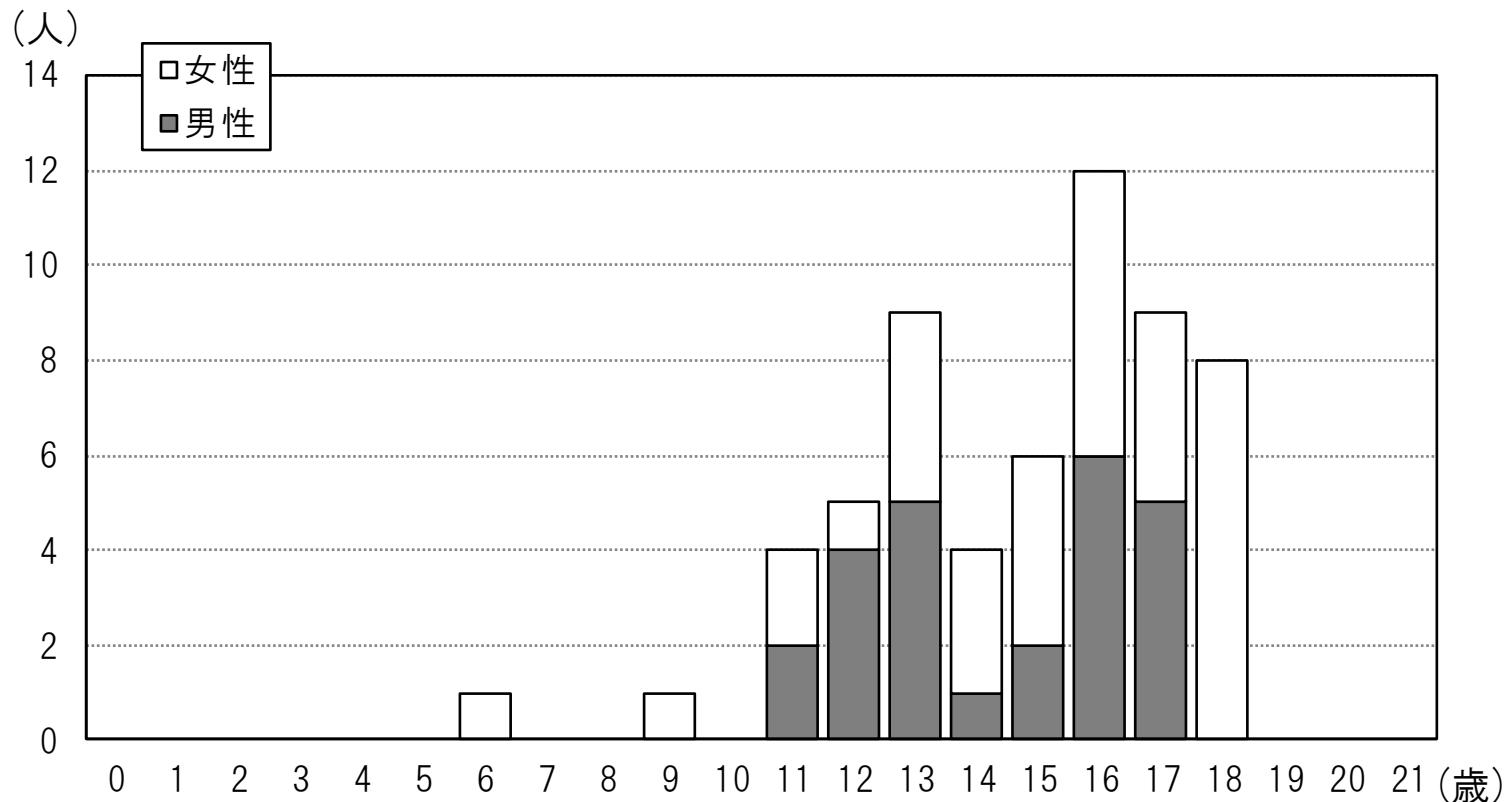
震災当時、概ね18歳以下(平成4年4月2日～平成23年4月1日生まれ)の県民を対象。

(平成25年9月30日現在)

- ・受診者数:238,785人
- ・二次検査対象者:1,559人(受診145人に1人)
- ・二次検査終了者: 897人
- ・悪性ないし悪性疑い 59例
(手術27例:良性結節1例、甲状腺がん26例)

県民健康管理調査「甲状腺検査」

細胞診で悪性ないし悪性疑いであった59例の年齢、性分布
(平成25年9月30日現在、平成23年3月11日時点の年齢による分布表)



出典)第13回「県民健康管理調査」検討委員会資料

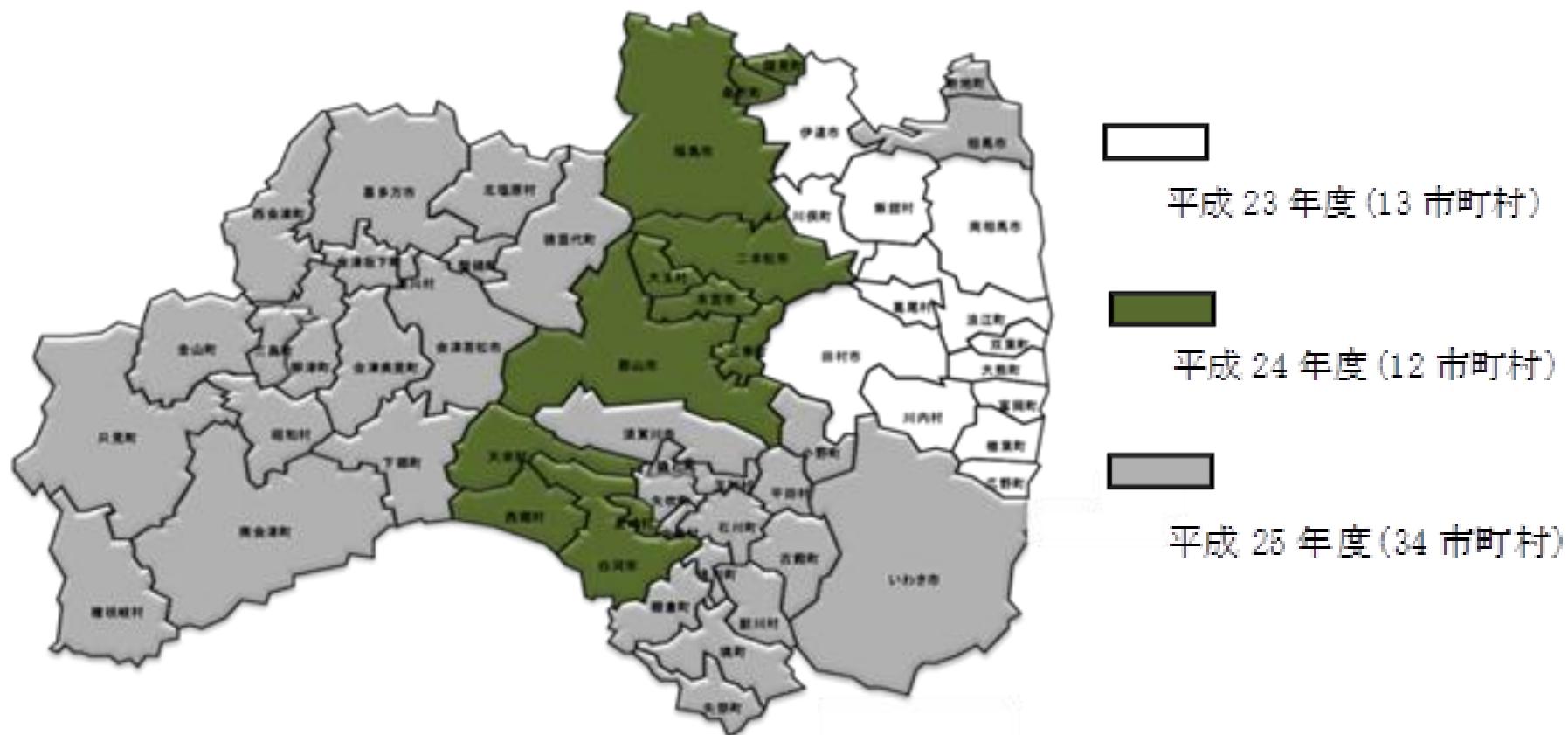
日本人高校生、大学生・院生の甲状腺がん発生頻度

福島県民調査のような対象者全員の甲状腺超音波検査は実施されていない
 ⇒ 全員に現在の精巧な超音波検査すれば、甲状腺がんもっと多く発見された？

発表者	岡山大	千葉大	慶應大																			
対象	新入学生	大学生・院生	都内の女子高校生																			
年度 人 数 (甲状腺がん 人数、全員乳 頭がん)	H24年度 男: 1,320人 (1人) 女: 987人 (2人)	H12年度 9,988人 (3人)	S63～H15年 在学3年間 2,869人 (1年生の1人)																			
対象者 年 齢	18±1.3歳	20歳前後	16～18歳																			
100万人 当たり	男女: 約1,300人 男: 約 750人 女: 約2,000人	男女: 約300人	女: 約350人																			
診断・報告された甲状腺がんの発生頻度 100万人当たり			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">歳</th> <th colspan="2">日本</th> <th colspan="2">米国</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15-19</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>20-24</td> <td>10</td> <td>31</td> <td>14</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>	歳	日本		米国		男	女	男	女	15-19	5	7	8	38	20-24	10	31	14	90
歳	日本		米国																			
	男	女	男	女																		
15-19	5	7	8	38																		
20-24	10	31	14	90																		

「甲状腺検査」スケジュール

- 先行検査(平成23年10月～26年3月)



「甲状腺検査」スケジュール

- 本格検査
 - ・平成26,27年度、対象者全員2回目の検査。
 - ・平成23年4月2日～24年4月1日生まれも対象
 - ・その後、
対象者が20歳までは2年ごと、
それ以降は5年ごと
に長期にわたり検査を実施。
- ※ 「甲状腺通信」による居所確認、連絡。

「甲状腺検査」実施体制

- ・ 小中学生(及び高校生)は、学校へ出張検査
- ・ 未就学児・学生・社会人は、公共施設等での出張検査及び県内検査実施機関での検査
- ・ 県外検査実施機関においても実施
(80施設 平成25年12月16日現在)